

お客様各位

年金受取口座における他金融機関 A T M 利用手数料キャッシュバックの一部変更について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、年金受取口座のキャッシュカードに関する他金融機関 A T M 利用手数料のキャッシュバック対象を「公的年金」に限定させていただくことになりました。

つきましては、下記のとおり、公的年金以外の年金（国民年金基金・厚生年金基金・企業年金等）のみ当組合でお受取りされている場合、キャッシュバックの対象外となる場合がありますので、ご不明な点などございましたら、お取引店の窓口までお問合せください。

記

1 キャッシュバック対象条件

平成 25 年 4 月 1 日 (月) 以降	平成 25 年 3 月 31 日 (日) まで
年金受取り（公的年金に限ります。）	年金受取り
給与振込	給与振込
ケンシンの組合員	ケンシンの組合員

※公的年金とは、国民年金・厚生年金・各種共済年金等の日本年金機構が所管する年金

2 変更日

平成 25 年 4 月 1 日（月）

以 上